

# 和歌山市転居型三世代同居促進補助金

市内間で転居し三世代で新たに同居するための住宅を取得する場合やリフォームする場合に、費用の一部を助成します。

## 補助金額

1戸あたり **10万円** (上限)

(住宅取得又はリフォーム工事に要した費用の10分の1)

## 申請受付

令和6年4月1日(月)～ 予算の範囲内まで

(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※申請書類等の確認をするため、直接持参してください。

## 対象要件

- ①同居を受け入れる世帯(住民異動しない世帯)の全員が、申請日において、**3年以上継続して和歌山市内に居住し、住民登録**していること
- ②**中学生以下の子(出産予定を含む)**とその親が同居していること(子世帯)
- ③子世帯と同居する世帯(親世帯)は、上記②中の親の**父母又は祖父母**が含まれていること
- ④別々の住宅(住居間の距離が直線5kmを超えて立地していること)に居住していた子世帯と親世帯が、和歌山市内に取得した住宅又はリフォームした住宅に**子世帯と親世帯が同居し、住民登録**していること
- ⑤住宅の**所有権保存登記日または所有権移転登記日と転居をした日**が**1年以内**であること
- ⑥子世帯と親世帯の全員が市税等を滞納していないこと

## 住宅要件

- ①**申請者が住宅の売買契約又は工事請負契約(当初契約)を締結又は住宅リフォーム工事請負契約(当初契約)を締結**していること
- ②**新築住宅**の場合、申請日において建築基準法による**完了検査**を受けた住宅であること
- ③**中古住宅**の場合、新築当時に建築基準法による**確認済証**の交付を受けた住宅であること
- ④上記③の中古住宅の内、**昭和56年5月31日以前**に着工された住宅については、建築基準法に基づく**新耐震基準**を満たしていることが建築士等により証明された住宅であること

## 対象工事(リフォーム)

- ①**建築基準その他の法令に基づき適正に行われた工事**であること
- ②**リフォーム工事の請負代金の支払日と転居をした日**が**1年以内**であること
- ③対象工事に要する費用の合計額(消費税等相当額を含む)が、**1万円以上**の工事であること

### 【対象となる工事の例】

三世代が同居するために必要な住宅本体の工事が主な対象となります。

- ・居住部分の増築・改築
- ・屋根、雨どい、柱、外壁などの修繕、塗装工事
- ・床、内壁、天井、雨戸、戸、サッシ、ふすま、畳などの外装や内装の取替工事
- ・電気やガスの設備工事
- ・便所、風呂、台所などの水を使用する設備の修繕工事

### 【対象とならない工事の例】

住宅本体以外の工事などは対象外です。

- ・敷地造成、門、塀などの外構工事
- ・物置、車庫、家具、家庭用電気機械器具などの設置等の工事
- ・国、和歌山県又は本市の住宅改修に関して他の補助金等の対象となった工事(「和歌山市転入型三世代同居・近居空家活用促進補助金」及び「和歌山市転居型三世代同居・近居空家活用促進補助金」は除く)

◆提出書類 ※審査の中で疑義が生じる場合は、追加で書類をいただくことがあります。  
申請日時点で要件のすべてを満たしている必要があります。書類が揃っていない場合は、受付ができません。

【住宅取得補助金】三世代で同居するために住宅を取得した場合

	提出書類	提出書類の詳細等	交付場所
1	補助金等交付申請書	申請者は住宅の売買契約又は工事請負契約、リフォームの工事請負契約を締結した方	市ホームページからもダウンロード
2	同意書	親世帯、子世帯の同一世帯の全員が記入（押印必要）	可能
3	三世代の血族関係がわかる書類 戸籍全部事項証明書・謄本等（原本）	対象要件内の「中学生以下の子」が出産予定である場合は、母子健康手帳又は出産予定であることがわかる書類の写 ※原則、子世帯が取得	本籍地の市町村等
4	・親世帯又は子世帯が3年以上継続して本市で居住していることがわかる書類 ・転居した世帯の住所の履歴がわかる書類 戸籍の附票または住民票（原本）等	交付申請される市町村の窓口で左記の旨お伝えください ※親世帯、子世帯全員について分かる書類 ※親世帯、子世帯がそれぞれ取得	戸籍の附票：本籍地の市町村等
5	建物登記簿全部事項証明書（原本） 建物登記簿の全部事項証明書の「表題部」及び「権利部（甲区）・（乙区）」のすべてが記載されているもの	法務局から交付を受けたもの ※所有権保存登記又は所有権移転登記が完了しているもの	和歌山地方法務局
6	建築基準法による検査済証（写） （新築以外の住宅は確認済証（写））	昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅の場合は、建築基準法に基づく新耐震基準を満たしていることが建築士等により証明された住宅が対象	
7	住宅の建物部分の売買契約書又は工事請負契約書（写）	当初契約及び変更契約	
8	住宅に係る売買代金又は工事請負代金の領収証等（写）	対象経費を全て支払ったことが確認できるもの ※1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります	

【リフォーム補助金】三世代で同居するためにリフォーム工事をした場合

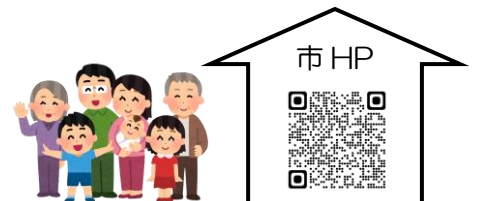
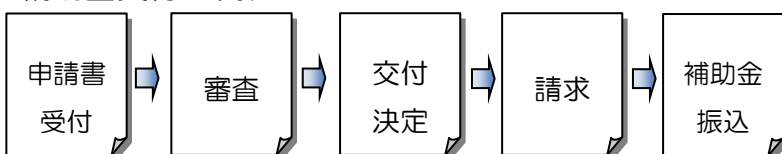
上記【住宅取得補助金】の1～6の書類に追加して提出してください。

	提出書類
A	補助対象となるリフォーム工事の請負契約書（写）（当初契約及び変更契約）と領収書等（写）（対象経費を全て支払ったことが確認できるもの） ※1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります
B	平面図、立面図、その他の対象工事の内容が確認できる書類
C	対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真

◆申請期日

住宅の所有権保存登記日若しくは所有権移転登記日又は転居をした日、  
リフォーム工事の請負代金の支払日から起算して30日を経過した日まで

◆補助金交付の流れ



問合先・申込先  
子育て支援課（市役所東庁舎2階）  
電話 073-435-1329（直通）